

八王子市消費生活審議会
会長 朝日 ちさと 殿

八王子市長 石森 孝志

八王子市消費生活審議会への諮問について

八王子市消費生活条例第7条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

〈諮問事項〉

1. 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画に基づく令和3年度事業実施の課題について
2. 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画の改定について

〈諮問理由〉

市は、自ら被害を回避又は対処できるよう消費者の自立を支援し、消費活動を通して公正で持続可能な社会の一員としての役割を果たすことができる消費者となるよう計画を実行してまいりました。

こうした中で、市民の消費生活は、流通や情報産業の進展により、商品やサービスの選択枝も拡大し利便性が向上している一方で、消費生活に関わる被害が後を絶たない状況となっております。また、民法の改正による成年年齢引下げ、持続可能な開発に向けた国際目標（SDGs）達成や加速するデジタル化への対応などが課題となっております。

市では、計画に基づく施策の実施状況を把握し、消費者行政を更に推進していくために、事業実施により市が直面した課題について御意見をいただくとともに、より市民に密着した実行性のある両計画の改定に向け、本年度は市民意識・実態調査を行い、その結果や今後の消費生活の動向等から見えた課題について、貴審議会に意見を求めます。